

自治労岡山県本部規約規程

自治労岡山県本部

自治労岡山県本部規約

第1章 総則

(名称と所在地)

第1条 この組合は、全日本自治団体労働組合岡山県本部（略称「自治労岡山県本部」）
といい、事務所を岡山市内におく。

(目的)

第2条 この組合は、組合員の経済的、社会的、政治的地位の向上と、自治労綱領の趣
旨の実現を期することを目的とする。

(事業および活動)

第3条 この組合は、前条の目的を達成するために、次の事業および活動を行う。

- (1) 加盟組合の連絡を強化して、本部の指令、通達、要請等組合業務遂行に関する通
知を周知徹底させ、統一行動を発展させる。
- (2) 組織を整備し強化する。
- (3) 加盟組合の意志を本部に反映させる。
- (4) 加盟組合の日常活動を指導援助する。
- (5) 本部の加盟する団体の地方組織、その他の民主団体と提携協力する。
- (6) 地域的諸問題の共同解決をはかる。
- (7) 組合員および家族に対する啓もう、宣伝活動。
- (8) 未組織自治体労働者の組織化をはかる。
- (9) 自治体首長および使用者団体との団体交渉。
- (10) その他、目的達成に必要な事項。

(組織)

第4条 この組合は、岡山県内の自治団体労働組合でもって組織する。

2 自治団体労働組合の範囲については、中央委員会で決める。

第2章 権利と義務

(権利)

第5条 加盟組合および組合員は、次の権利をもつ。

- (1) 規約に基づく役員選挙権および被選挙権。

(2) 規約に基づいて諸会議に出席し、報告をうけ、建議、批判、討議、議決に加わる権利。

(3) 会計簿冊および証ひょう書類を閲覧する権利。

(4) 組合の機関決定に基づく労働運動に起因して犠牲をこうむったとき救援を受ける権利。

(義務)

第6条 加盟組合および組合員は、次の義務をもつ。

(1) 規約および機関の決定に従う義務。

(2) 機関の要請する調査を報告する義務。

(3) 所定の組合費および臨時組合費、その他正規の機関の決定した徴収金を所定の期日に納入する義務。

(4) 組合員数を正確に報告する義務。

2 加盟組合が故意に6ヶ月以上組合費、臨時徴収金、救援資金および自治労基金を完納しないときには、その組合の実情を調査のうえ大会の決議により期限を付して特別調査組合に指定することができる。

3 特別調査組合に指定された加盟組合は、第5条に定める権利を有しない。

第3章 機関

(機関の種類)

第7条 この組合に次の機関をおく。

(1) 大会

(2) 中央委員会

(3) 執行委員会

(4) その他補助機関

第1節 決議機関

(大会)

第8条 大会は、この組合の最高決議機関であつて、代議員および役員で構成する。

第9条 定期大会は、原則として毎年10月、執行委員長が招集する。

2 臨時大会は、執行委員長が必要と認めた場合、または加盟組合の3分の1以上から

理由を明示して要求があったとき、執行委員長がこれを招集しなければならない。

- 3 大会を開くときは、執行委員長が1週間以前に文書をもって通知するとともに、議案書、代議員証を同時に送付しなければならない。ただし、緊急やむをえないときはこの限りではない。

第10条 定期大会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 活動報告
- (3) 運動方針
- (4) 予算および決算
- (5) 役員の選出
- (6) 他団体への加入と脱退
- (7) その他重要な事項

2 前項第1号は、出席代議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第11条 代議員は、大会開催前々月までの組合費、臨時徴収金、救援資金および自治労基金を完納した加盟組合に対して第2項の基準により、県本部執行委員会が割り当て、加盟組合で選出する。

2 代議員は、加盟組合単位登録組合人員数に応じ、別表のとおりとする。

別表

登録人員	代議員定数
1～50	1
51～100	2
101～300	3
301～500	4
501～700	5
701～900	6
901～1,100	7
1,101～1,300	8
1,301～1,500	9
1,501～1,700	10

1, 701～1, 900	11
1, 901～2, 100	12
2, 101～2, 300	13
2, 301～2, 500	14
2, 501～2, 700	15
2, 701～2, 900	16
2, 901～3, 100	17
3, 101～3, 300	18
3, 301～3, 500	19
3, 501～3, 700	20
3, 701～3, 900	21
3, 901～4, 100	22
4, 101～4, 300	23
4, 301～4, 500	24

(中央委員会)

第12条 中央委員会は、大会に次ぐ決議機関であって、中央委員および役員で構成する。

第13条 中央委員会は、原則として年2回以上執行委員長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 活動中間報告
- (2) 大会決議事項の運営
- (3) 規程の改廃
- (4) 予算の更生
- (5) 役員の補欠選挙
- (6) その他大会付議事項以外の重要事項

第14条 中央委員は、中央委員会開催前々月までの組合費、臨時徴収金、救援資金および自治労基金を完納した加盟組合に対して第2項の基準により、県本部執行委員会が割り当て、加盟組合を選出する。

2 中央委員は、加盟組合単位登録組合員数に応じ、別表のとおりとする。

別表

登録人員	中央委員定数
1～100	1
101～500	2
501～1,000	3
1,001～1,500	4
1,501～2,000	5
2,001～2,500	6
2,501～3,000	7
3,001～3,500	8
3,501～4,000	9
4,001～4,500	10

(議長)

第15条 会議の議長は、大会にあつては代議員、中央委員会にあつては中央委員から選出する。

(会議の成立要件)

第16条 会議は、大会にあつては代議員、中央委員会にあつては中央委員の2分の1以上の出席で成立し、議事はその過半数で決める。可否同数のときは議長が決める。

2 その他必要事項は、別に定める。

第2節 執行機関

(執行委員会)

第17条 この組合の業務を執行するために、執行委員会をおく。

第18条 執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、財政部長、執行委員で構成する。執行委員長代行をおいた場合は、これに加える。

2 執行委員会は、随時これを開き、大会、中央委員会で決められたことを執行し、その責に任ずる。

3 特別執行委員は、常時執行委員会に参加し意見を述べることができる。

第19条 執行委員会は、特別の問題について対策を立てるため、中央委員会の議を経て専門委員会を設けることができる。

(単組代表者会議、闘争委員会)

第20条 執行委員会は、必要に応じて単組代表者会議をおく。

2 闘争を行うため、必要に応じて闘争委員会、拡大闘争委員会をおく。

3 闘争委員会は、執行委員会の構成員をもってあて、拡大闘争委員会は、これに単組代表者を加える。

第3節 補助機関

(評議会)

第21条 この組合に補助機関として次の評議会をおくことができる。

(1) 町村評議会

(2) 現業評議会

(3) 公企評議会

(4) 社会福祉評議会

(5) 衛生医療評議会

(6) 書記会議

(7) 公共サービス民間労働組合評議会

2 評議会の開催は、必要に応じて執行委員長がこれを招集する。

3 評議会の運営は、別に定める。

4 評議会に準ずる連絡協議機関として都市協議会および新都市共闘連絡会議をおく。

運営は、別に定める。

(青年部・女性部)

第22条 この組合に、青年部・女性部をおく。

2 青年部・女性部の運営は、別に定める。

第4章 役員

(役員の種類)

第23条 この組合に次の役員をおく。

執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、財政部長、執行委員、特別執行委員、監査委員

2 執行委員長が必要と認め、機関が承認した場合は、執行委員長代行をおくことができる。執行委員長代行は、この組合の役員となる。

3 役員の数数は、選挙規程で定める。

(役員を選出および任期)

第24条 役員は、定期大会で組合員および県本部執行委員会が推薦するものの中から選出し、任期は翌年の定期大会までとする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、中央委員会で補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員選挙に関する規程は、別に定める。

(役員の仕事)

第25条 執行委員長は、この組合を代表し、すべての業務を統轄する。

2 執行委員長代行は、執行委員長を補佐し、執行委員長不在のときはこれを代理する。

3 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときはその代理をする。

4 書記長は、執行委員長の命をうけ、企画立案ならびに執行業務の調整にあたり、書記局全般を統括する。

5 書記次長は、書記長を補佐し、書記長不在のときはこれを代理する。

6 財政部長は、執行委員長の命をうけ、会計経理一切の業務を執行する。

7 執行委員は、執行委員会に参画し、業務を分担、執行する。

8 特別執行委員は、執行委員会の業務に参画することができる。

9 監査委員は、年2回以上会計を監査し、その結果を大会および中央委員会に報告する。

第26条 この組合の推薦に基づき、大会または中央委員会で承認を受けた者を特別執行委員とすることができる。

第5章 書記局

(書記局)

第27条 この組合の業務を処理するために、書記局をおく。

- 2 書記局は、専従役員および書記で構成する。
- 3 書記の任免は、執行委員長が行う。
- 4 書記局規程および書記局に関する規程は、別に定める。

(専門部)

第28条 書記局に専門部をおく。

- 2 専門部長は、執行委員が担当する。
- 3 専門部とこれに関する運営は、書記局規程において定める。

第6章 会計

(会計の区分)

第29条 この組合に、一般会計と特別会計を設ける。

(一般会計)

第30条 この組合の通常業務を執行するための経費は、一般会計とする。

- 2 一般会計の歳入は、組合費およびその他の収入をもってあてる。

(組合費)

第31条 組合費は、毎年定期大会で決定する。

(臨時徴収金)

第32条 この組合が、重大な闘争を行うにあたって必要があるとき、またはその他の理由で特に必要があるときは、大会または中央委員会の議決を経て、臨時組合費または臨時の資金（以下「臨時徴収金」という）を徴収することができる。

- 2 臨時徴収金は、特別会計とする。

(特別会計)

第33条 この組合の事業費および特別積立金等の会計を適正にするため、大会または中央委員会の議を経て特別会計を設けることができる。

(組合費の納入)

第34条 組合費、臨時徴収金およびその他の納入金は、所定の期日までに県本部に納入しなければならない。

- 2 組合費は、その月分を月末までに県本部に納入しなければならない。

第35条 経理ならびに監査に関する規則は、別に定める。

第36条 この組合の会計年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

第37条 予算が成立するまでは、前年予算を踏襲するものとする。

第7章 加盟と脱退

(加盟)

第38条 この組合に加盟しようとする単組は、加盟申込書に所要事項を記入し、申し込むものとする。

(脱退)

第39条 この組合より脱退しようとする単組は、その理由を明らかにした書面をもって申し出なければならない。

2 脱退したときは、組合費その他の返戻を請求することができない。

第40条 加盟と脱退は、大会または中央委員会の承認を必要とする。

第8章 附則

(解散)

第41条 この組合は、大会出席代議員の4分の3以上の同意がなければ解散できない。

第42条 この規約について必要な規程は、大会または中央委員会の議を経て決める。

第43条 この規約は、1975年6月28日から施行する。

この規約は、1976年10月26日から施行する。

この規約は、1989年3月9日から施行する。

この規約は、1989年10月13日から施行する。

この規約は、1991年11月22日から施行する。

この規約は、1999年10月19日から施行する。

この規約は、2001年10月12日から施行する。

この規約は、2002年10月18日から施行する。

この規約は、2005年10月14日から施行する。

この規約は、2008年10月3日から施行する。

議事規則

第1章 総則

第1条 規約第16条の大会、中央委員会の運営は、この規則によって行う。

第2条 この規則に定めていない事項で必要なことは、そのつど会議で決めることができる。ただし、その会議にのみ効力を有する。

第2章 招集手続

第3条 会議を招集するときは、大会にあつては1週間、中央委員会にあつては3日以前に、各加盟単組に対して会議の日時、場所、協議事項を文書をもって通知するとともに、議案書および代議員証または中央委員証を同時に送付しなければならない。ただし、緊急の会議はこの限りではない。

第3章 会議の成立および資格審査委員会

第4条 会議は、規約第16条によって成立する。

第5条 会議の構成員の資格を審査するため、資格審査委員を設ける。

第6条 資格審査委員会は、大会代議員もしくは中央委員の中から選出された5名および執行委員1名でもって構成し、委員長は委員の互選とする。

第7条 資格審査委員会は、会議の構成員の資格を審査し、そのつど委員長が審査結果を会議に報告する。

2 資格審査の方法は、そのつど資格審査委員会で決める。

第4章 議事運営委員会

第8条 会議の円滑な運営を図るため、議事運営委員会を設ける。

第9条 議事運営委員会は、大会代議員もしくは中央委員の中から選出された5名および執行委員1名でもって構成し、委員長は委員の互選とする。

第10条 議事運営委員会は、次の事項を審議し、その結果を委員長が会議に報告し、その承認ののちこれを実施する。

- (1) 議長団の選出手続き
- (2) 議事日程の編成と変更

- (3) 緊急動議の取扱い
- (4) 祝辞祝電の取扱い
- (5) 会議から付託された事項
- (6) 議場が混乱したときの収拾
- (7) 代議員の議事運営に対する不服申し立ての処理
- (8) その他議事運営に必要な事項

第5章 議長

第11条 議長団の定員は、次のとおりとする。

- (1) 大会 3名
- (2) 中央委員会 2名

第12条 議長団は、そのつど大会においては代議員、中央委員会においては中央委員の中から選出する。

第13条 議長団は、会議の記録業務にあたる書記、その他会議に必要な役員、書記を指名し、大会の承認を得る。

第14条 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議の運営と進行に責任をもつ。

第15条 議長不信任の動議が提出された場合は、他の議長が代わって動議の採決を会議に諮る。

第6章 分科委員会

第16条 議事審査上必要あるときは、分科委員会を設ける。

第17条 分科委員会は、会議の構成員で構成し、その選出方法、構成、人員等は議事運営委員会に付託し、その答申に基づいて会議で決める。

第18条 分科委員会に委員長をおき、委員長は委員の互選とする。

第19条 分科委員会は、付託された議案の審議が終わったときは、会議にその経過と結果を報告しなければならない。

第7章 議事

第20条 会議は、すべて公開を原則とする。

第21条 発言する場合は、議長の指名を得なければならない。ただし、大会において、議事の進行を促進するため、議事運営委員会があらかじめ構成員の発言の通告を求め、これを整理し、議長がこれに基づいて順次発言を指名することができる。

2 前項ただし書の場合、あらかじめ通告のない構成員が議長に発言を求めることを妨げるものではない。

第22条 議長は、会議の運営上必要と認めるときは発言を停止することができる。

2 前項の指示について不服のときは、議事運営委員会に申し入れ、その審議を求めることができる。

第23条 議事運営委員会が議事進行上、質疑討論の打切り、あるいは分科委員会付託等の動議を提出したときは、必ずこの動議は採択され、本会議の意見を問わなければならない。

第24条 議長の議事運営に不服がある構成員が発言を求めても、議長の指名が得られないときは、議事運営委員を通じて不服を申し立てることができる。

2 前項の不服の申し立ては、議事運営委員会で協議し、決める。

第25条 代議員もしくは中央委員は、独自の議案を提出することができる。ただし、所属する単組の機関の承認をうけ、原則として会議開催以前の執行委員会に提出しなければならない。

第26条 動議を出そうとするときは、議事運営委員会を通じて議長に提出する。

第27条 決議案は、本会議で審議する。

第28条 採決は、挙手、拍手、無記名投票による。

第29条 傍聴者は、議事の妨害になるような行為をしてはならない。

第30条 傍聴者は、発言することができない。ただし、議事運営委員会が特別に必要と認められた者に限り、会議に付してこれを許すことができる。

第31条 傍聴者は、議事運営委員会または会議の決議に基づく議長の退席などの要求があったときは、すみやかに退席しなければならない。

第32条 議事運営委員会は、議事運営委員の中から代表者2名を選び、会議終了後議事録の成否をただし、これに署名する。

第8章 附則

第33条 この規則の改廃は、大会または中央委員会の議決を必要とする。

第34条 この規則は、1975年6月28日から施行する。

会計規則

第1章 総則

第1条 この規則は、規約第35条に基づき、この組合の会計事項を適正に執行するために必要なことを定める。

第2章 予算

第2条 この組合の収入、支出は、一般会計、特別会計毎に予算を編成する。

第3条 予算案は、財政部長のもとで、執行委員会の実行計画に基づいて編成する。

2 予算案は、執行委員会で審議し、議案として大会または中央委員会の議決を要する。

第4条 予算の追加または更正しようとするときは、大会または中央委員会の議決を要する。

第5条 規約第37条により、執行委員長は毎年度のうち一定期間にかかる暫定予算を執行することができる。ただし、前年度相当額を超えてはならない。

2 大会で予算が成立したとき、前項に基づいて執行された収入、支出は、当該年度の予算に基づいて執行されたものとみなす。

第6条 予算は、原則として款、項、目に整理する。

第3章 収入および支出

第7条 組合費はその月の末日まで、臨時徴収金は所定の期日までに、納入書を添えて県本部に納入しなければならない。

第8条 財政部長は、前条に基づいて収入を受けたときは、その内容を審査し、領収書を交付しなければならない。

第9条 経費を支出しようとするときは、特別の場合を除き、請求書を徴さなければならない。

第10条 前条の請求書を受理したときは、書記長、財政部長はこれを審査し、支出すべき科目を決定し、領収書を徴して支出する。ただし、特別の場合、執行委員長の支出認印によることができる。

第11条 予算を超えて支出することはできない。

第12条 予備費よりの充用または予算項内の流用は、執行委員会の決定により行うこ

とができる。

第13条 普通の出張旅費は、各人別に旅費の請求兼領収書を使用し、会議の場合は、個人別内訳を付して整理しなければならない。

第14条 旅費等、その金額が不確定の場合に限り概算払いをすることができる。

2 前項および第10条ただし書の清算は、1週間以内に行わなければならない。

第4章 決算

第15条 この組合の出納閉鎖は、毎年8月31日とする。

第16条 財政部長は、決算書をつくり、年2回以上監査委員の監査を受けなければならない。

2 執行委員会は、決算書を大会または中央委員会に提出し、承認を受けなければならない。

第5章 整理および保管

第17条 出納についての責任は、財政部長が負う。

第18条 収入、支出の各証拠書類は、各予算科目にしたがい、編綴整理しなければならない。

第19条 財政部長は、次の帳簿を備え、経理を記録、整理しなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) 予算整理簿
- (3) 組合費収入台帳
- (4) 備品台帳
- (5) その他補助簿

第20条 会計帳簿および証拠書類は、年度別に整理し、5年間保存しなければならない。

第21条 この組合の現金は、必要最小限度を除き、確実な金融機関に預託し、有価証券とともに保管しなければならない。

第6章 物品会計

第22条 物品を購入するときは、見積書を徴さなければならない。ただし、価格の一

定のもの、軽微なものはこれを省略することができる。

第23条 備品は、すべて備品台帳に登録し、保管しなければならない。備品を廃棄処分する場合は、執行委員会の議を経なければならない。

第24条 消耗品ならびに郵便切手は、受払簿を備えて記録しなければならない。

第7章 会計監査

第25条 監査委員は、次の事項を監査しなければならない。

- (1) 組合費、その他収入状況
- (2) 予算執行の適否
- (3) 消耗品使用の適否
- (4) 財産および備品管理の適否
- (5) 現金および預金の確認
- (6) その他会計事務処理に関する事項

第26条 監査委員は、監査結果について大会または中央委員会に報告しなければならない。

第8章 附則

第27条 この規則の改廃は、大会または中央委員会の議決を必要とする。

第28条 この規則は、1975年6月28日から施行する。

役員選挙規程

第1章 総則

第1条 この規程は、規約第24条第3項に基づき、役員選挙について定める。

第2条 役員選挙は、毎年定期大会で行う。

第2章 選挙委員会

第3条 選挙に関する事務処理および管理を行うために、選挙委員会を設ける。

第4条 選挙委員会は、大会または中央委員会の同意を得て執行委員長が選任した5人の委員で構成し、委員長は委員の互選とする。

2 前項の委員に役員候補者はなることができない。

3 委員の任期は、1年とする。

第5条 選挙委員会は、選挙委員長が招集する。

第6条 選挙委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 候補者の受付と発表
- (3) 投票および開票の管理
- (4) 当選の確認と発表
- (5) その他選挙管理に必要な事項

2 選挙委員会は、必要に応じその事務を執行委員会に委嘱することができる。

第7条 選挙委員会は、次の各号に定めるような、選挙に公正を欠くと認められる事実を発見したとき、またはそのような事実について届け出があったとき、直ちにこれを調査し、意見を付して大会の決定を求めなければならない。

- (1) 投票の二重行使
- (2) 無資格者の投票
- (3) その他、選挙の公正を欠くと認められる行為

第8条 選挙委員会は、選挙の公示を選挙の行われる日の1週間前までに行わなければならない。

第9条 選挙委員会は、選挙当日までに投票事項、候補者の氏名、所属のその他必要事項を所定の場所に掲示しなければならない。

第3章 候補者

第10条 候補者は、所属単組または県本部執行委員会の推薦がなければ、資格を得ることができない。

第11条 前条の定めるところにより、単組または県本部執行委員会が候補者の推薦を行う場合は、当人の承認を得て別紙様式による文章によって、選挙公示期間中に選挙委員会に届け出なければならない。

第4章 選挙

第12条 選挙は、大会に出席した代議員によって行い、その委任、代理は認めない。

2 中央委員会で補充選挙を行う場合は、出席した中央委員によって行い、その委任、代理は認めない。

第13条 投票は、直接無記名とし、執行委員長、書記長、書記次長、財政部長は単記、副執行委員長、執行委員、会計監査は定数連記とする。

2 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 副執行委員長 若干名
- (3) 書記長 1名
- (4) 書記次長 1名
- (5) 財政部長 1名
- (6) 執行委員 18名以内
- (7) 特別執行委員 若干名
- (8) 監査委員 3名

3 執行委員長代行をおいた場合の選挙における取り扱いは、執行委員長と同様とする。

第14条 当選者は、有効投票の最多数から順次これを決める。ただし、投票数が同じのときは抽せんにより決める。

2 投票数が有効投票の2分の1に達しない場合、再度選挙を行う。

第15条 立候補者が定数を超えないときは、信任投票を行い、有効投票の過半数で成立する。

第5章 附則

第16条 この規程に定めがないことで、選挙事務手続き上必要なことは、選挙委員会が協議し決める。

第17条 この規程の改廃は、大会または中央委員会の議決を必要とする。

第18条 この規程は、1975年6月28日から施行する。

この規程は、1989年10月13日から施行する。

この規程は、1991年11月13日から施行する。

この規程は、1994年10月28日から施行する。

この規程は、1999年10月19日から施行する。

この規程は、2000年2月10日から施行する。

この規程は、2001年10月12日から施行する。

この規程は、2002年10月18日から施行する。

この規程は、2003年10月17日から施行する。

この規程は、2005年10月14日から施行する。

この規程は、2007年10月5日から施行する。

<別紙様式> 略

書記局規程

第1章 総則

第1条 この規程は、規約第27条に基づき、書記局の組織ならびに運営について定める。

第2条 書記局は、執行委員会に属し、その執行業務および一般業務を行う。

第3条 書記局は、県本部専従役員および書記をもって構成する。

第4条 書記局の管理・運営は、執行委員長の命をうけ書記長がこれにあたり、有機的活動を図る。

2 業務の企画立案ならびに相互調整、役員および書記の勤務行動については原則として書記長がこれを統括する。

3 書記局管理に関する細目については、別に定める。

第5条 書記の事務分掌は、書記長が定め執行委員会に報告する。

第2章 勤務

第6条 勤務時間は、午前8時30分より午後5時までとする。

2 通勤距離が長距離に及ぶ場合、業務処理上必要とする場合は執行委員会の議を経て別に定める。

第7条 専従役員は、別に定める出勤行動簿に日々の行動について自ら記録しその行動を明らかにしておかなければならない。

2 書記は、毎日出勤簿に捺印し、遅刻・早退・休務および欠勤するときはあらかじめ書記長または書記次長に別に定める様式により届け出ておかなければならない。ただし、就業時間中に外出する時は口頭による。

3 早出・残業を行うときは、あらかじめ別に定める様式により書記長または書記次長に届け出ておかなければならない。

第8条 書記局の業務を能率的かつ円滑に執行するために、定期的に書記局会議を開く。書記局会議は、専従役員および書記で構成する。ただし、必要に応じ五役・非専従役員を加え構成する。

第9条 書記は、随時執行委員会に出席し、その運営を補佐するとともに、必要に応じ報告ならびに説明のための発言をすることができる。

第10条 書記は、この組合の業務遂行のために、書記長の命により出張できる。

2 県外出張にあたっては、関係文書を添付のうえ別に定める出張命令により回議をしなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

3 県内に出張にあたっては、書記局が所在する地域を除き別に定める出張命令によりあらかじめ届け出なければならない。

4 出張の結果については、それぞれ別に定める様式によりすみやかに報告しなければならない。

5 海外出張については、執行委員会の決議による。

第11条 書記の資質向上のための研修について、執行委員会は特別の考慮を払わなければならない。

第3章 帳簿および書類

第12条 書記局に次の帳簿および書類を備え付け、別に定める細則により分類・保管しなければならない。

- (1) 規約規程綴
- (2) 会議議事録綴
- (3) 重要文書綴
- (4) 通達指令綴
- (5) 受発件名簿 様式1
- (6) 出勤簿 様式2
- (7) 出張命令綴 様式3・様式4・様式5
- (8) 超勤命令綴 様式6
- (9) 休務届綴 様式7
- (10) 一般文書綴

第13条 帳簿および書類の保管期間は、次のとおりとする。

- (1) 規約・規程・規則・細則・要綱・定期大会・中央委員会議案および議事録、人事記録簿、給与台帳、対外協定文書等今後の運営の根幹をなし、あるいは組合の歴史的文献となるもの。 永年
- (2) 執行委員会議事録、賃金労働条件、行財政資料等重要な文書 10年
- (3) 重要文書綴、通達指令綴、会計帳票 5年

(4) 受発件名簿、出勤簿、出張命令簿、休務届 2年

(5) その他の書類 1年

第14条 到着文書は、受付簿に記載のうえ、回覧し書記長または書記次長の指示により処理しなければならない。

第15条 発送文書は、すべて書記長の承認を得て発送件簿に記入のうえ発送手続きをしなければならない。ただし、書記長不在の時は書記次長が代行する。

第4章 休日・休暇

第16条 休日・休暇は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 祝祭日

(3) 年末・年始 12月29日～1月4日 7日間

(4) 年次有給休暇 20日間

(5) 特別休暇

(6) 上記以外は、県職員に準じる。

2 業務により前項第1号から第3号の定例休日に出勤した場合は、休務届により書記長の承認を得て他日と振り替えることができる。

第17条 次に掲げる事由が発生した場合は、特別休暇をとることができる。ただし、次の各号につき旅行の必要があるときは、その往復日数だけ加算する。

(1) 父母、配偶者、子女の死亡 10日間

(2) 祖父母、配偶者の父母、兄弟姉妹の死亡 5日間

(3) 三親等以内の親族の死亡 3日間

(4) 本人の結婚 8日間

(5) 生理休暇 2日間

(6) 産前産後の休暇 16週間

(7) 配偶者の出産 3日間

(8) 災害・その他やむを得ない事情が発生した場合は、執行委員会の承認を得て特別休暇をとることができる。

第5章 福利・厚生

第18条 在籍専従役員の福利・厚生については、出身自治体等の制度による。

2 離職専従役員および書記の福利・厚生については、執行委員会の議を経て別に定める。

第19条 専従役員および書記による厚生会を設置する。運営は、書記と五役専従役員により運営し、福利厚生の上昇を図る。

第6章 専門部

第20条 次のとおり専門部をおく。

(1) 組織部

組織強化・拡大、闘争体制の指導、弾圧対策、各種評議会および青年部・女性部の組織強化等に関する事。

(2) 調査部

賃金、労働条件に関する調査、指導および交渉に関する事。

(3) 自治研部

地方自治研究活動、地方行財政の調査に関する事。

(4) 社会保障部

福利厚生および社会保障、各種共済組合、互助対策等に関する事。

(5) 政治共闘部

政治闘争、国民運動、友誼団体、議会対策等に関する事。

(6) 教育宣伝部

機関紙、ニュースの発行、教育活動等に関する事。

(7) 財政部

予算、決算、出納、備品等の管理等に関する事。

第21条 専門部の担当については、大会後の執行委員会で定めるとともに、年度当初にその年度の事業計画を確立し、専門部の有機的活動と処理を図らなければならない。

第22条 専門部に属する予算執行についても、書記長、財政部長の承認を必要とする。

第7章 附則

第23条 この規程の改廃は、大会または中央委員会の議決を必要とする。

第24条 この規程は、1975年6月28日から施行する。

この規程は、1989年10月13日から施行する。

この規程は、1992年10月2日から施行する。

この規程は、1994年2月28日から施行する。

福利・厚生に関する要綱

1990年10月16日

第15回執行委員会決定

(目的)

第1条 この要綱は、自治労岡山県本部書記局規程第18条並びに第19条により、専従役員並びに書記（役職員）の福利・厚生について必要な基準等を定める。

(運営)

第2条 書記局規程第19条に定めるところにより厚生会を設置する。

2 運営並びに福利・厚生の基準については、五役専従並びに書記による福利厚生運営委員会を設ける。

3 運営委員会の座長は執行委員長として、事務局長は書記長があたる。運営委員会は、必要に応じ開催する。事務の執行については、会計担当書記があたる。

4 運営委員会は、必要に応じ座長が招集する。

(基準)

第3条 専従役員、書記の福利・厚生の基準については次のとおりとし、具体的内容については別に定める。

(1) 健康増進に関すること。

(2) 慶弔等に関すること。

(3) 被服規程に関すること。

2 離籍専従役員、書記の福利・厚生の基準については次のとおりとし、具体的内容については別に定める。

(1) 健康管理に関すること。

(2) 自治労役職員互助年金共済制度に関すること。

(財政)

第4条 福利・厚生活動の推進にあたっては、役職員による積立金および県本部助成金によってまかなう。

2 自治労中央本部の助成金については、その使途を別に定める。

(附則)

第5条 この要綱は、1990年11月1日より施行する。

健康増進に関する基準

- 1 専従役職員の健康増進のための計画については、原則として年1回程度予定する。
- 2 経費については、役職員積立金と県本部助成金による。
- 3 中央本部役職員福利厚生費については、その対象となる役職員に支給し、健康増進の必要経費とする。

慶弔等に関する基準

- 1 県本部慶弔規程による。
- 2 専従役員・書記については、県本部が自治労共済基本型に加入する。

健康管理に関する基準

- 1 離職専従並びに書記の健康診断については、健康保険法に基づくもののほか毎年1回、簡易人間ドックによる健康診査を実施する。
- 2 受診医療機関について、県本部が指定する。
- 3 受診は、書記局で計画的に実施する。
- 4 経費は、個人負担のほか県本部が差額を負担する。

被服規程に関する基準

- 1 専従役員・書記の被服については、次のとおり貸与する。
夏服・上下 3夏 1着
冬服・上下 3冬 1着
- 2 被服の指定については、厚生会と財政部長で協議する。

自治労役職員互助会年金共済制度

- 1 自治労中央本部の定めるところによる。

給与支給規程

第1章 総則

第1条 この規程は、規約第27条第3項の規定に基づき、県本部専従役員および書記に対する給与の支給について定める。

第2章 役員の給与

第2条 役員の給与は、次のとおりとする。

- (1) 本俸
- (2) 扶養手当
- (3) 調整手当
- (4) 通勤手当
- (5) 住宅手当
- (6) 期末勤勉手当
- (7) 退職手当

第3条 在籍専従役員の本俸は、出身単組の基準による。

2 離職専従役員の本俸は、自治労中央本部の役職員給与規程に基づく給料表による。

3 1, 2項による額が年齢別最低保証額（岡山県職員標準賃金の1号下位）を下回っている場合は、最低保証額までとする。

第4条 在籍専従役員の諸手当は、出身単組の基準による。ただし、調整手当支給地以外からの者の調整手当は岡山県職員に準ずるものとし、通勤手当は居住地から県本部書記局までの実費を支給する。

2 離職専従役員の諸手当は、岡山県職員に準じて支給する。ただし、通勤手当については第1項を適用し、退職手当については自治労中央本部の救援規程の定めによる。

第5条 就任・辞任の場合の給与は、所属単組または勤務地をもって、ともに日割り計算によりその日分を支給する。

第6条 各給与の支給日は、特別の場合を除き、毎月15日とする。ただし、当日が休日の場合は前日とする。

第7条 臨時に支給すべき必要の生じた給与については、県職員に準じて支給する。

第8条 専従役員が地方より岡山市に宿舍を借り入れる場合は、実費補填する。

第3章 書記の給与

第9条 書記の給与は、次のとおりとする。

- (1) 本俸
- (2) 扶養手当
- (3) 調整手当
- (4) 通勤手当
- (5) 住宅手当
- (6) 期末勤勉手当
- (7) 査定員手当
- (8) 退職手当

第10条 各給与は、岡山県職員に準じて支給する。ただし、通勤手当については第4条を準用する。

2 査定員手当は、自治労共済事業の自動車査定業務に従事する正規に採用された査定員に支給する。

第11条 所定の勤務時間を超えて勤務したものについては、労働基準法に準拠して時間外手当を支給する。

第12条 臨時職員の給与については、第7条を準用する。

附則

第13条 給与等の適正な水準と公正な運用を期するため、必要に応じ、賃金諮問委員会に諮問する。

2 賃金諮問委員会は、執行委員長が委嘱する5名の委員で構成する。

第14条 諸給与の適用、運用等については、別に基準を定める。

第15条 この規程の改廃は、大会または中央委員会の議決を必要とする。

第16条 この規程は、1975年6月28日から施行する。

この規程は、1976年10月26日から施行する。

この規程は、1978年10月20日から施行する。

この規程は、1989年10月13日から施行する。

旅費支給規程

第1条 この規程は、規約第27条第3項に基づき、県本部役員および書記が用務のために旅行する場合の旅費の支給について定める。

第2条 旅費を分けて次のとおりとする。

- (1) 普通旅費
- (2) 外国旅費
- (3) 動員旅費
- (4) 行動旅費
- (5) 帰赴任旅費

第3条 普通旅費は、交通費、日当、宿泊費にわけ、県内と県外に区分する。

2 宿泊費の基準については、別に定める。

第4条 県外旅費の場合、交通費は利用交通機関の実費（普通運賃）を支給する。ただし、原則として100km以上の場合は特急料金を支給する。

2 宿泊費は8,500円、日当は1,000円とする。

第5条 県内旅費の場合、交通費は実費（普通運賃）を支給する。

2 宿泊費は8,500円、日当は市内500円、市外1,000円とする。

3 休日行動にともなう日当は、1,500円とする。

第6条 海外に旅行する場合の旅費は、執行委員会の議を経て定める。

第7条 動員旅費は、交通費、日当、宿泊費とし、県内と県外に区分する。

2 県外の動員旅費は、第4条に定める額を基本として、大規模の動員の場合は一定額を減額する。

3 県内の動員旅費は、交通費実費を支給する。ただし、必要に応じ日当を支給することができる。

第8条 旅費は、順路により計算する。ただし、用務の場合または天災・その他やむを得ない事由により順路を変更した場合、その経過した順路により支給する。

第9条 講習、長期出張等において執行委員会が必要と認めた場合は、第4条の規定にかかわらず旅費定額を増減額することができる。

第10条 県本部専従役員に対して月額行動旅費をその月の1日に次のとおり支給する。

- (1) 専従役員 30,000円

第11条 県本部専従役員の赴任および帰任に対する旅費は、第5条に定めるもののほか、移転料を支給する。

2 移転料は県職員に準じるものとし、その際「8級以下の職務にある者」を準用する。

第12条 この規程ならびに別に定める細則に定めのないことについては、執行委員長が実情に応じて支給する。

第13条 旅費の起算は、すべて所属勤務地を起点とする。

第14条 この規程の改廃は、大会または中央委員会の議決を必要とする。

第15条 この規程は、1975年6月28日から施行する。

この規程は、1978年3月3日から施行する。

この規程は、1978年10月20日から施行する。

この規程は、1988年10月27日から施行する。

この規程は、1989年10月13日から施行する。

この規程は、1992年10月2日から施行する。

この規程は、2008年10月3日から施行する。

この規程は、2009年2月5日から施行する。

救援規程

(目的)

第1条 この規程は、役員、組合員および書記の救援について規定する。

(適用範囲)

第2条 この規程は、組合機関の決定に基づき、労働運動を行ったことに起因して、次の各号に該当する犠牲を被ったときに適用する。

- (1) 死亡
- (2) 負傷又は疾病
- (3) 搜索及び逮捕、拘留などの、身柄拘束
- (4) 任意出頭
- (5) 科料、罰金、公民権停止
- (6) 公判、刑の執行、服役
- (7) 分限又は懲戒に基づく免職又は解雇
- (8) 前各号以外の不利益処分
- (9) その他、特に救援を認めた場合

(救援の方法)

第3条 前条の各号に対する救援にあたっては、自治労本部救援規程を準用する。

- 2 前項のほか、救援委員会で特に必要と認めた場合は、大会または中央委員会の議を経て救援する。
- 3 前項の必要と認めた場合とは、前条の第9号および自治労本部救援規程を拡大して救援する場合をいう。

(救援委員会)

第4条 この規程の運用のための救援委員会を設置する。

- 2 救援委員会は、研修会本部役員から2名、単組代表者7名で構成し、大会または中央委員会で選出する。
- 3 単組代表者の内訳は、次のとおりとする。
 - (1) 県職 2名
 - (2) 都市職 2名
 - (3) 町村職 3名

4 救援委員長、事務局長は、委員の互選により選出する。

(救援手続き)

第5条 救援を必要とするものが生じた場合には、県本部役員、書記にあつては県本部執行委員長、組合員にあつては所属単組の救援委員会を経て、単組執行委員長がすみやかに救援委員会に救援を申請しなければならない。

2 救援委員会への申請様式は、別紙様式のとおりとする。

(救援の決定)

第6条 救援委員会は、必要な調査を行い、救援の方法を決定する。

2 救援委員会は、単組の申請に基づき救援委員長が招集する。

3 救援委員会は、その結果を申請者と所属単組および県本部執行委員会に通知するとともに、大会または中央委員会に報告し承認を得なければならない。

(再審請求)

第7条 前条の決定に異議のある場合は、通知を受けた日から50日以内に再審議を救援委員会に請求することができる。

第8条 救援委員会は、構成人員の3分の2以上の出席で成立し、表決は出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。

(会計)

第9条 この規程の収支は、特別会計とする。

2 この救援資金の額および積立方式は、定期大会において決定する。

3 前項のほか大会または中央委員会の決定により臨時徴収をすることができる。

(規程の改正)

第10条 この規程の改廃は、大会または中央委員会の議決を要する。

附則

(施行期日)

この規程は、1976年3月9日から施行する。

この規程は、1978年3月3日から施行する。

自治労岡山県本部政治連盟規則

(名称)

第1条 この連盟は、自治労岡山県本部政治連盟（以下「連盟」という）といい事務所を自治労岡山県本部におく。

(構成)

第2条 連盟は、日本社民党公認もしくは日本社会党の推薦を受けたものでかつ、自治労政治連盟に加入を認められた各級議員、首長（以下「連盟員」という）をもって構成する。

(目的)

第3条 連盟員は、次の任務を遂行する。

- (1) 研修と相互交流。
- (2) 地方自治の民主的確立のための国・県・市・町村議会活動の推進。
- (3) 自治体労働者の生活と権利、平和憲法を守り、民主主義を発展させるための活動。
- (4) 自治労運動への参加と自治労の発展強化のための協力・援助。
- (5) その他、自治労ならびに自治労岡山県本部の運動目的達成のための必要な活動。

(総会)

第4条 連盟は、年1回総会を開き次の事項を審議する。

- (1) 経過の承認、活動方針。
- (2) 決算、予算。
- (3) 役員を選任。

2 総会は、会長が原則として自治労岡山県本部定期大会開催前に招集する。

3 この連盟は、必要に応じて臨時総会を開催する。

(役員)

第5条 連盟に次の役員をおき、役員会を構成する。

- (1) 会長
- (2) 事務局長

2 役員会は、会長が招集し座長となる。

(会計)

第6条 連盟の会計は、会費ならびに自治労岡山県本部からの助成金、その他の収入を

もってあてる。

2 会費の区分は、次のとおりとする。

(1) 市会議員 年額10,000円

(2) 町議会議員 年額5,000円

(附則)

1 この規則は、1991年11月13日より施行する。

2 この規則の改廃は、自治労岡山県本部と協議し機関の承認を得る。